

令和7年度 福津市障害者虐待防止研修

身体拘束適正化のための研修



福津市基幹相談支援センター

説明 坂口 万里菜

資料作成 小石原 宏明

# 障害者虐待防止法の概要

## 目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 第6条第2項

障害者福祉施設、(前略)障害者福祉施設従事者等(中略)その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない**

## 定義

### 1. 「障害者」とは？

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの  
※この法律では、障害者手帳の交付を受けていない人も対象

### 2. 「対象」は？

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

### 3. 障害者虐待の類型は

- ①**身体的虐待**(身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は**正当な理由なく障害者の身体を拘束すること**)
- ②**放棄・放置**(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待**(障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待**(障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待**(障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 身体拘束の基本的な考え方

障害者支援施設等の利用者が興奮して…  
他の利用者を叩く、噛みつく等の行為  
自分自身を強く叩き続ける等の行為

やむを得ず

身体を拘束したり居室に隔離したりする等  
行動制限をすることがある

日常化すると…



身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険がある

障害者虐待防止法では…



正当な理由なく障害者の身体を拘束することは身体的虐待  
身体拘束の日常化は深刻な虐待事案の第一歩

原因

行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多い

やむを得ず身体拘束をする場合…

必要性を慎重に判断し、その範囲は最小限  
判断に当たっては適切な手続きを踏む必要がある

身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある

# 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる

## 具体例

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける(※)
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する



※座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用については後ほど説明をします。

# 身体拘束がもたらす多くの弊害

## 身体的弊害

- ①関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群等、身体機能低下や圧迫部位の褥瘡発生等の外的弊害
- ②食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害
- ③拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性 など

## 精神的弊害

- ①本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害
- ②不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ③拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
- ④支援者との関係性の悪化 など

## 社会的弊害

- ①看護・介護職員自身の士気の低下
- ②施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす
- ③身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす など

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172号)

## (身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）」にも同様の規定あり。

# ① やむを得ず身体拘束を行う3要件

やむ得ず身体拘束を行う場合、以下の3要件を全て満たす必要があり、判断は組織的にかつ慎重に行う。

## 切迫性



本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件  
身体拘束を行うことで本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

## 非代替性



身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件  
身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討、本人等の生命又は身体を保護する観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する。また、拘束の方法も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する。

## 一時性



身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件  
本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

## ② やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

### 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うとき

個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定

メンバー

管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する担当者等、支援方針について権限を持つ職員が出席

記録

個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載

記録の活用

身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していく利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要

### 本人・家族への十分な説明

手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ること

### 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録

# 身体拘束廃止未実施減算

## 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項が追加

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備
- ・従業者に対し研修を定期的実施

これらを満たしていない場合にも、身体拘束廃止未実施減算の対象  
身体拘束廃止未実施減算の対象には、訪問系サービスが追加

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直し

# 身体拘束等の適正化 考えられる研修

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント> ※令和３年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備 に関する研究事例集」（PwCコンサルティング合同会社）より抜粋

| 考えられる研修の種類                          | 具体的な内容の例                                                                              |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 虐待防止や人権意識を高めるための研修                  | 障害者虐待防止法、関係法令、基本的な職業倫理・倫理綱領・行動指針の理解、虐待防止委員会の役割や通報手順を学ぶ研修、当事者や家族の思いを聞く講演、虐待事件の事例を知る研修等 |
| 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修 | 障害や精神的な疾患等の正しい理解・行動障害の背景理由を理解するアセスメントの技法、自閉スペクトラム症の支援手法、身体拘束・行動制限の廃止等                 |
| 個別支援計画の内容を充実強化するための研修(事例検討)         | 困難事例等の検討(内部スーパーバイズや外部コンサルテーションの活用等)、協力連携可能な社会資源の情報や知識の習得等                             |
| 職員のメンタルヘルスや風通しのよい職場作りのための研修         | アンガーマネジメント研修、チームワーク研修、コーチング研修、労働環境ミーティングやメンタルヘルス不調者対応の研修等                             |
| 利用者や家族等が障害者虐待を理解し、通報や相談をしやすくするための研修 | 利用者やその家族を対象にした法の研修・厚労省の「わかりやすいパンフレット」の活用等                                             |

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト

＜参考：障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料＞

| 身体拘束等を行う場合の必要事項の記録                                                                                                                                                                |    |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している</li><li>※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない</li></ul> | はい | いいえ |
| 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、身体拘束適正化委員会という）の定期的な開催・検討結果の周知徹底                                                                                                                        |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会を設置している</li><li>※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である</li></ul>                                             | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会を定期的（最低年1回以上）に開催している</li></ul>                                                                                                  | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である</li></ul>                                                                                                   | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している</li></ul>                                                                                           | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家（医師（精神科専門医等）、看護職員等）を活用するよう努めている</li></ul>                                                                             | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している</li></ul>                                                                                         | はい | いいえ |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している</li> <li>※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する</li> <li>※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる</li> </ul>                                                                                                                  | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         | はい | いいえ |
| 職員への研修の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年１回以上）実施している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施内容の記録を行っている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               | はい | いいえ |
| 身体拘束等の適正化のための指針の整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束等の適正化のための指針が整備されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        | はい | いいえ |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>指針には以下を盛り込んでいる</li> <li>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</li> <li>イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針</li> <li>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul> | はい | いいえ |

# 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について



身体拘束具体例 ①車椅子やベッド等に縛り付ける

身体機能や行動制限する目的で行われる行為は身体拘束にあたる。



座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用は身体拘束？

肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう医師の意見書又は診断書を元に作成される。  
これらのベルトやテーブルは、正しい使用をすることで体幹が安定し、四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果がある。  
正しい使用と適切な目的であれば身体拘束にはあたらない。

身体拘束か否かは、目的に応じて判される



座位保持装置等のベルトやテーブルをしたまま、漫然と長時間放置することや行動制限を目的にした行為は身体拘束に該当する場合もある

医師や理学療法士等の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、本人、家族の意見を定期的に確認し(モニタリング)、その意見・同意の個別支援計画への記載が必要。  
記録内容は「様態・時間・理由・関係者間で共有されているか等」が記載されていることが重要。  
長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意。

# 「やむを得ず」に注意

- ・ 人手不足で利用者の安全が確保できません・・・
- ・ 支援力不足(ケアの質)で事故の可能性が・・・

「やむを得ない」は、  
本人？施設の理由？



「やむを得ず」ないので身体拘束を実施

十分なリスクマネジメントが検討されていますか？  
業務の采配、マネジメントは十分ですか？  
組織のルールは見えるようになってますか？  
支援の質を上げる努力は十分でしょうか？

施設が取組が進んでいないことが、正当な理由にならないように

# 研修受講ありがとうございました

受講アンケートの提出について

受講確認の為、お一人ずつ受講アンケートの提出をお願いします。(期限は8月末まで)

今後の福津市障害者虐待防止研修の予定について

基礎編 予定：申込9月 実施10月

応用編 予定：申込12月 実施1月

